

2012年度 指導員，準指導員受検者養成講習会

本講習会は、全日本スキー連盟基礎スキー検定規程第9条第1項第4号に規定する「加盟団体が主催する養成講習会」とする。

指導員・準指導員受検者養成講習会（理論及び救急法）

- 【会 期】 2011年12月10日（土）
- 【会 場】 周南地域地場産業振興センター (0834)25-3201
- 【主 催】 山口県スキー連盟
- 【講 師】 ブロック技術員及び指導員
- 【受講料】 5,000円
- 【申込先】 〒757-0001 山陽小野田市大字厚狭1852-12 滝本 美保
- 【締切日】 2010年11月30日（火）必着（別紙申込書1）
- 【その他】 日本スキー教程（スキー指導マニュアル編）と筆記用具持参のこと。
なお、指導実技、指導理論等の理論については、第1回から第3回までの養成講習会の中で行う。
当日オフィシャルブック及び受検者用副読本DVD付き（各2500円程度）を販売する予定です。
- 【日 程】 12月10日（土） 受 付 9:30
開 講 式 10:00
閉 講 式 15:30

第1回 指導員・準指導員受検者養成講習会（実技）

- 【会 期】 2011年12月29日（木）～ 2012年 1月 3日（火）
- 【会 場】 鳥取県 だいせんホワイトリゾート
- 【本 部】 ホテル大山 しろがね荘 TEL 0859-52-2211
- 【受 付】 8:00～9:00
- 【主 催】 山口県スキー連盟
- 【講 師】 ブロック技術員及び指導員
- 【受講料】

	指導員	6日間 11,000円	準指導員	6日間 16,000円
		5日間 10,500円		5日間 14,500円
		4日間 9,500円		4日間 13,000円
		3日間 8,000円		3日間 11,000円
		2日間 6,000円		2日間 8,500円
		1日間 3,500円		1日間 5,000円
- 【宿 舎】 ホテル大山 しろがね TEL 0859-52-2211 宿泊料各自負担
- 【申込先】 〒757-0001 山陽小野田市大字厚狭1852-12 滝本 美保
- 【締切日】 2011年11月30日（水）必着（別紙申込書1）

第2回 指導員・準指導員受検者養成講習会（実技）

- 【会 期】 2012年 1月7日（土）～ 2012年 1月9日（月）
- 【会 場】 広島県 芸北国際スキー場
- 【本 部】 国際ロッジ
- 【受 付】 9:00～9:30
- 【主 催】 山口県スキー連盟
- 【講 師】 ブロック技術員
- 【受講料】

	指導員	2日間 6,000円	準指導員	2日間 8,500円
		1日間 3,500円		1日間 5,000円
- 【宿 舎】
- 【申込先】 〒757-0001 山陽小野田市大字厚狭1852-12 滝本 美保
- 【締切日】 2011年11月30日（水）必着（別紙申込書1）

第3回 指導員・準指導員受検者養成講習会（実技）

【会 期】 2012年 1月28日（土） ～ 2012年 1月29日（日）
【会 場】 広島県 芸北国際スキー場
【本 部】 国際ロッジ
【受 付】 8：00～9：00
【主 催】 山口県スキー連盟
【講 師】 ブロック技術員及び指導員
【受 講 料】 指導員 4日間 9,500 円 4日間 13,000 円
3日間 8,000 円 3日間 11,000 円
2日間 6,000 円 2日間 8,500 円
1日間 3,500 円 1日間 5,000 円
【宿 舎】 国際ロッジ
【申 込 先】 〒757-0001 山陽小野田市大字厚狭1852-12 滝本 美保
【締 切 日】 2011年11月30日（水）必着（別紙申込書1）

第4回 指導員・準指導員受検者養成講習会（実技）

【会 期】 2012年 2月10日（金） ～ 2012年 2月12日（日）
【会 場】 鳥取県 ホワイトリゾート
【本 部】 ホテル大山 しろがね荘 TEL 0859-52-2211
【受 付】 8：00～9：00
【主 催】 山口県スキー連盟
【講 師】 ブロック技術員及び指導員
【受 講 料】 指導員 4日間 9,500 円 4日間 13,000 円
3日間 8,000 円 3日間 11,000 円
2日間 6,000 円 2日間 8,500 円
1日間 3,500 円 1日間 5,000 円
【宿 舎】 ホテル大山 別館 (0859-52-2111) 宿泊料各自負担
【申 込 先】 〒757-0001 山陽小野田市大字厚狭1852-12 滝本 美保
【締 切 日】 2011年11月30日（水）必着（別紙申込書1）

* 指導員の養成講習修了報告書の発行

- 1 全日本スキー連盟スキー指導者検定規程第20条第1項(4)に規定する養成講習修了報告書については、次の条件が満たされた者について発行する。
- (1)指導員受検者養成講習（理論）を受講した者
 - (2)第1回、第2回及び第3回（実技）指導員受検者養成講習を6日以上受講した者。
ただし、西日本ブロックで行う「指導員受検特別養成講習会」を受講した者は、その日数は、6日の中に含めるものとする。
- 2 終了した養成講習の有効期間は3ヶ年とする。

* 準指導員の養成講習修了報告書の発行

- 1 全日本スキー連盟スキー指導者検定規程第32条第1項(3)に規定する養成講習修了報告書については、次の条件が満たされた者について発行する。
- (1)準指導員受検者養成講習（理論）を受講した者
 - (2)第1回、第2回及び第3回（実技）準指導員受検者養成講習を6日以上受講した者。
- 2 終了した養成講習の有効期間は2ヶ年とし、実技実習22時間は受講年度のみとする。

* スキー場の利用について

近年、スキー場において一部のルール違反（駐車場利用・進入禁止道路等）が指摘されています。ルールを守ってスキー場の利用を心がけてください。

* 名簿作成について

氏名、住所、連絡先、所属クラブを掲載した名簿を作成しようと思います。掲載事項等、不都合がございましたら、県連の方までお知らせください。